11.3.7 被害男児の臨床所見

本節では、性的被害を受けたと報告される男児に関する臨床所見の該当率を年齢別で算出した結果を示す。「該当報告のあった例」を元に算出した結果であり、「未観測・未報告」の例は該当に含まれないため、「発生率」として解釈することはできない点に留意されたい。また、男児の被害例は例数が限られているため、比率や近似曲線が、実態を十分に反映できていない可能性も了解されたい。

「無症状(明確な所見が認められない)」に関する年齢別の該当率を図 11.20 に図示した。女児の被害例と比較して、傾向の違いは明確に観察されない。

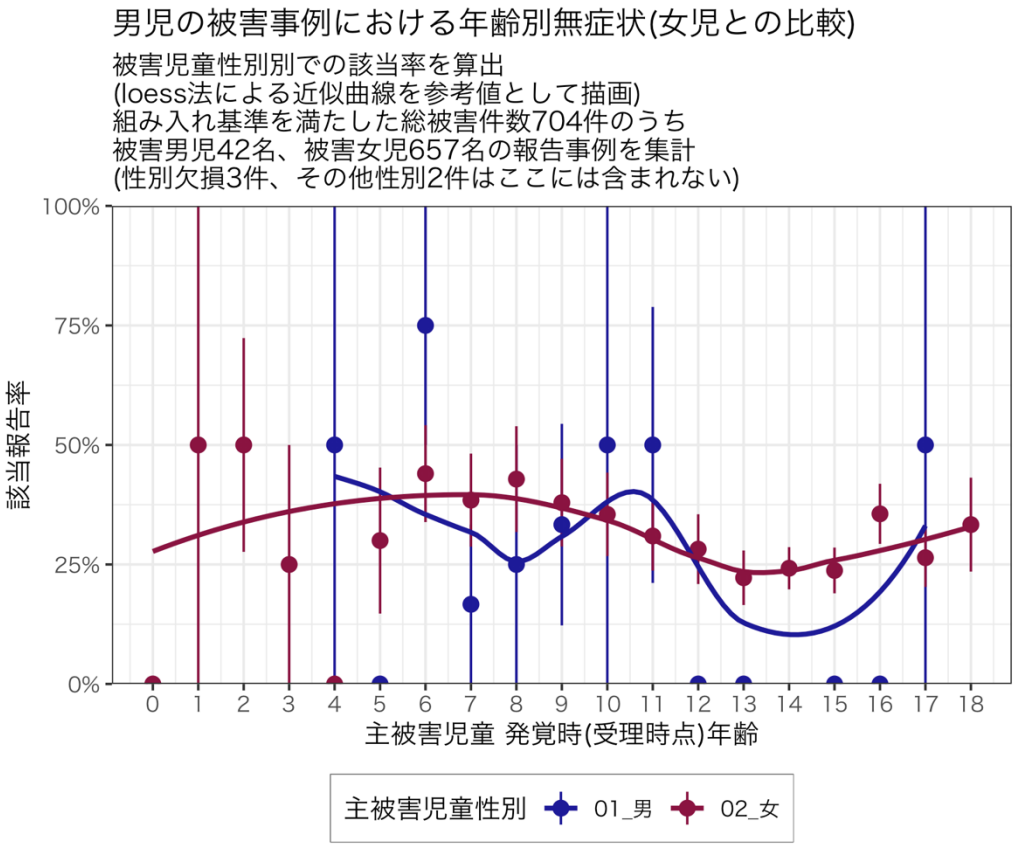

図 11.20 男児の被害事例における「無症状」の年齢別該当率

医学所見については、女児に比べて該当件数が少ないものの、数例において何らかの所見への該当が報告される例が認められた(図 11.21)。

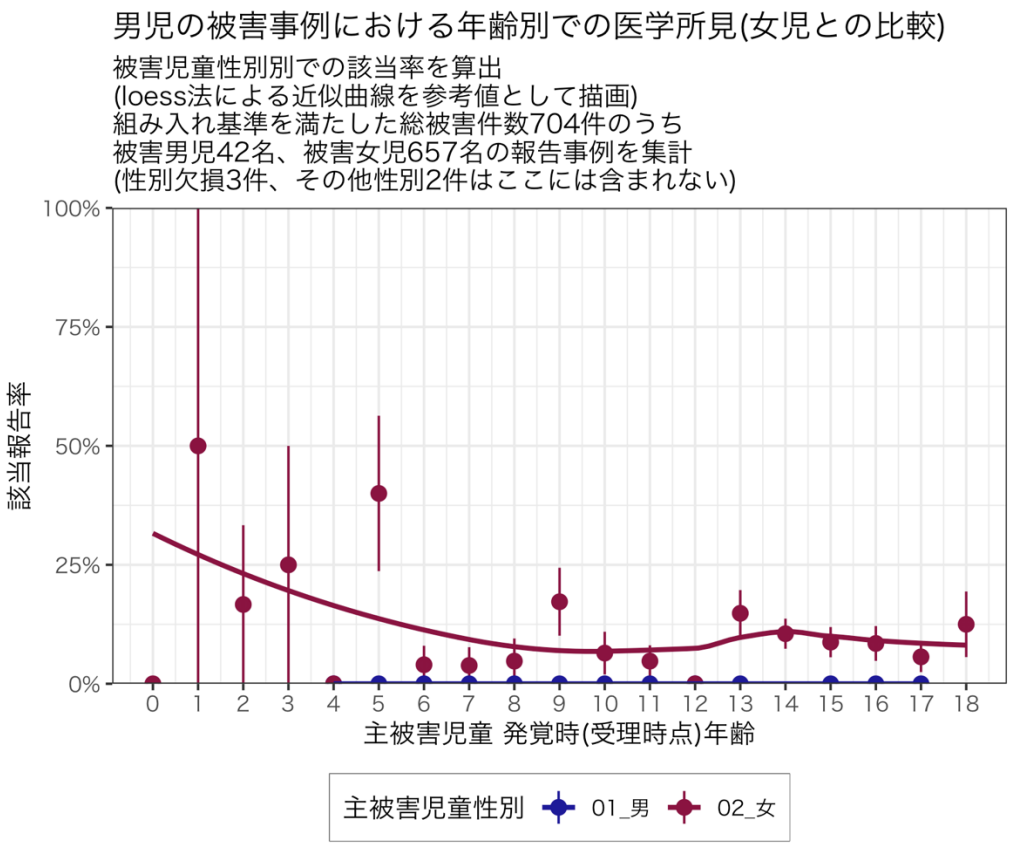

図 11.21 男児の被害事例における医学所見の年齢別該当率

身体所見については、「心身症・不定愁訴(頭痛・腹痛等の訴え)」を除いて、男女ともに該当率が小さく、男女間の差異も見受けられない(図 11.22)。

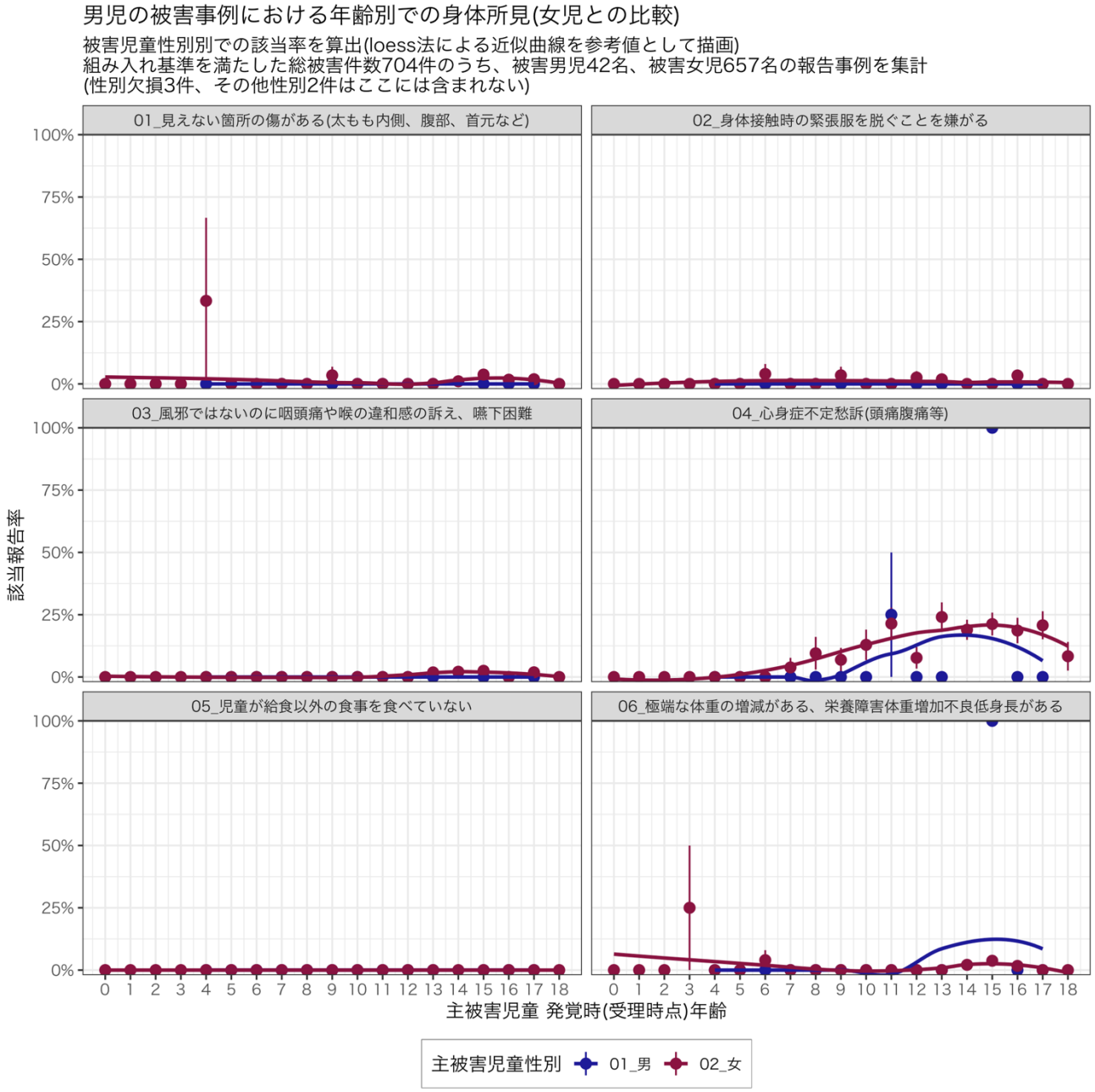

図 11.22 男児の被害事例における身体所見の年齢別該当率

対人関係・愛着に関する課題も、男女間で明確な違いが観察されない結果となっている(図 11.23)。

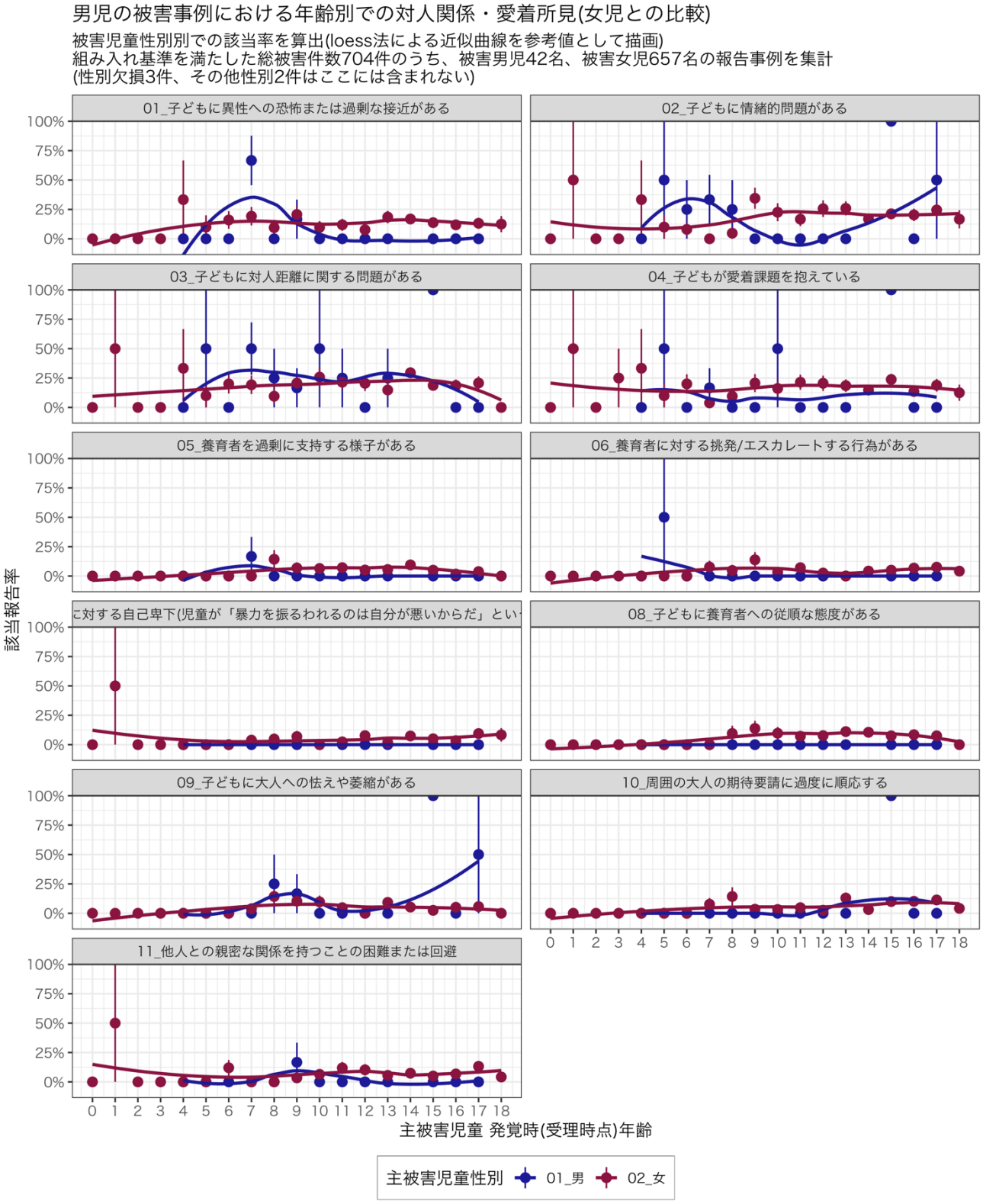

図 11.23 男児の被害事例における対人関係・愛着関連項目の年齢別該当率

学校や保育園・幼稚園、社会的養護関係施設等で観察される様子については、被害男児において、やや「攻撃性・衝動性に起因する友人間トラブル」が目立つ結果となっている(図 11.24)。

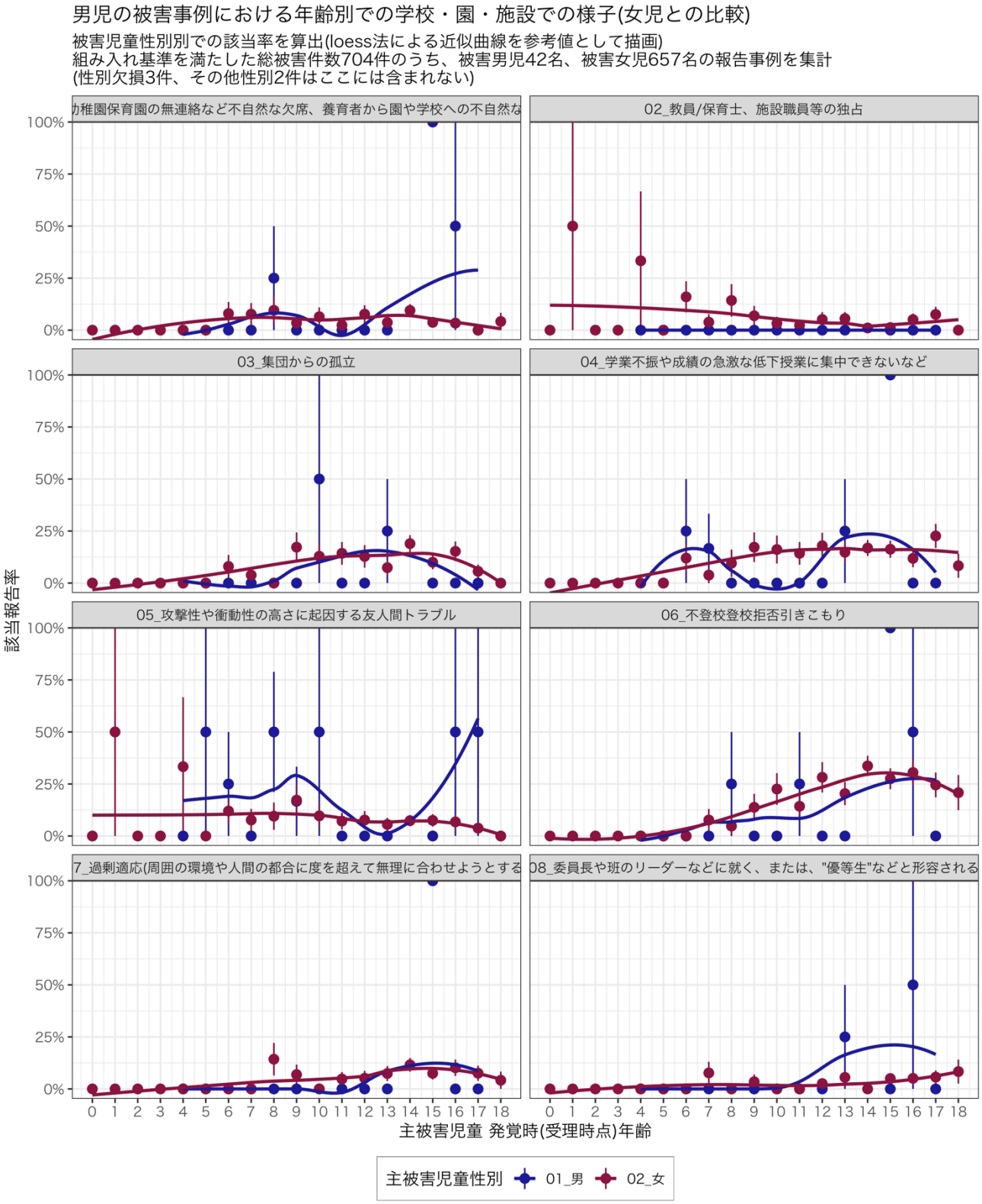

図 11.24 男児の被害事例における学校・園・施設等での年齢別所見該当率

関係者への訴えに関する所見では、「帰宅不安・恐怖の訴え」に該当する割合が、女児に比べて少ない傾向にあるものと見られる。また、「秘密の要請」は数例においては認められるものの、男児の場合、ほとんど該当報告が見受けられない結果となった(図 11.25)。

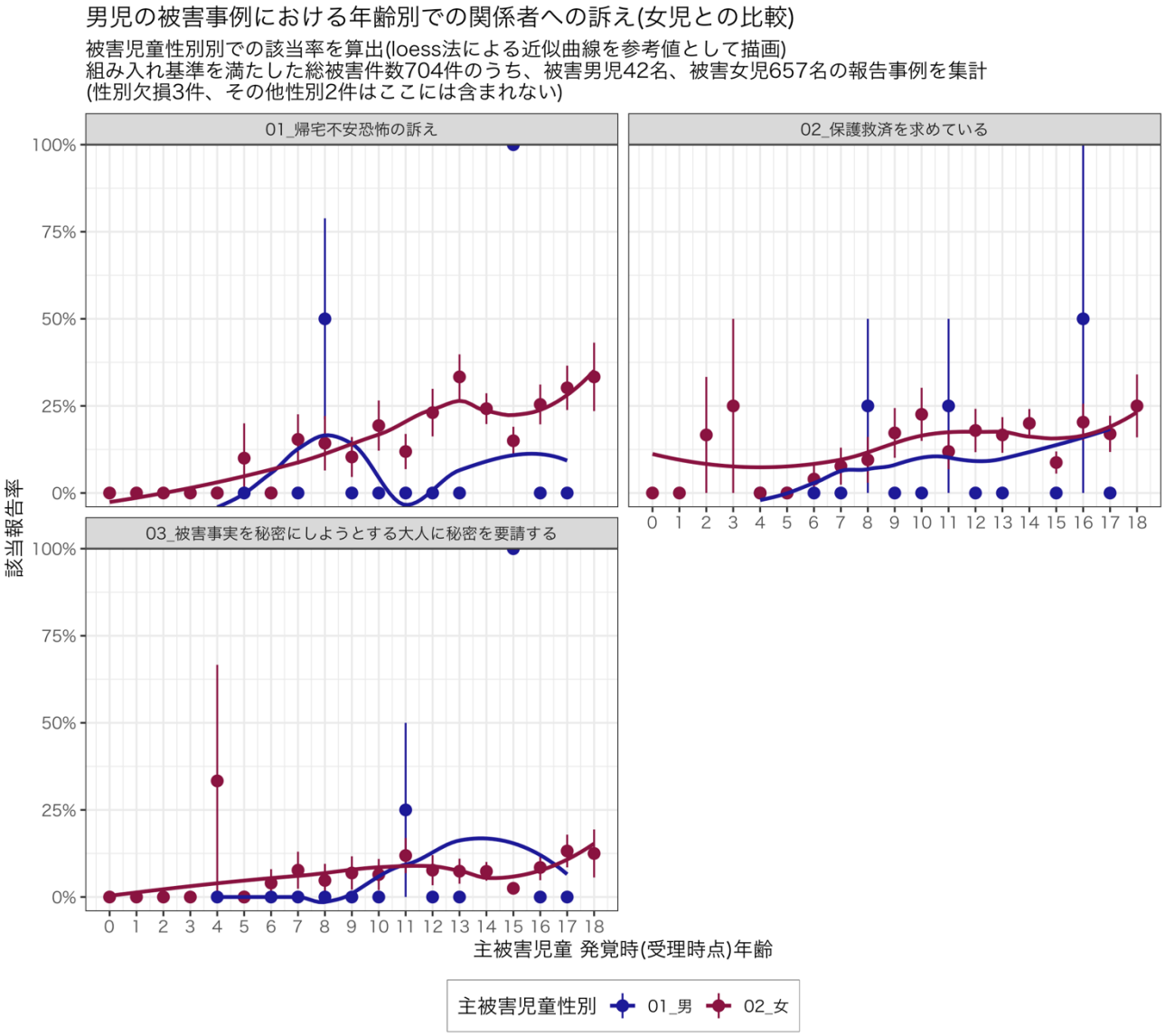

図 11.25 男児の被害事例における関係者への訴えに関する年齢別該当率

心理・トラウマ関連症状に関しては、男女ともに全般的には類似した傾向が認められるものの、「スティグマ・社会的烙印感情」や「性に対する恥辱感・嫌悪感」に該当する事例は、男児において報告が認められず、女児において一定の割合で報告される「PTSD 中核症状」への該当も、本事業調査では認められなかった(図 11.26)。

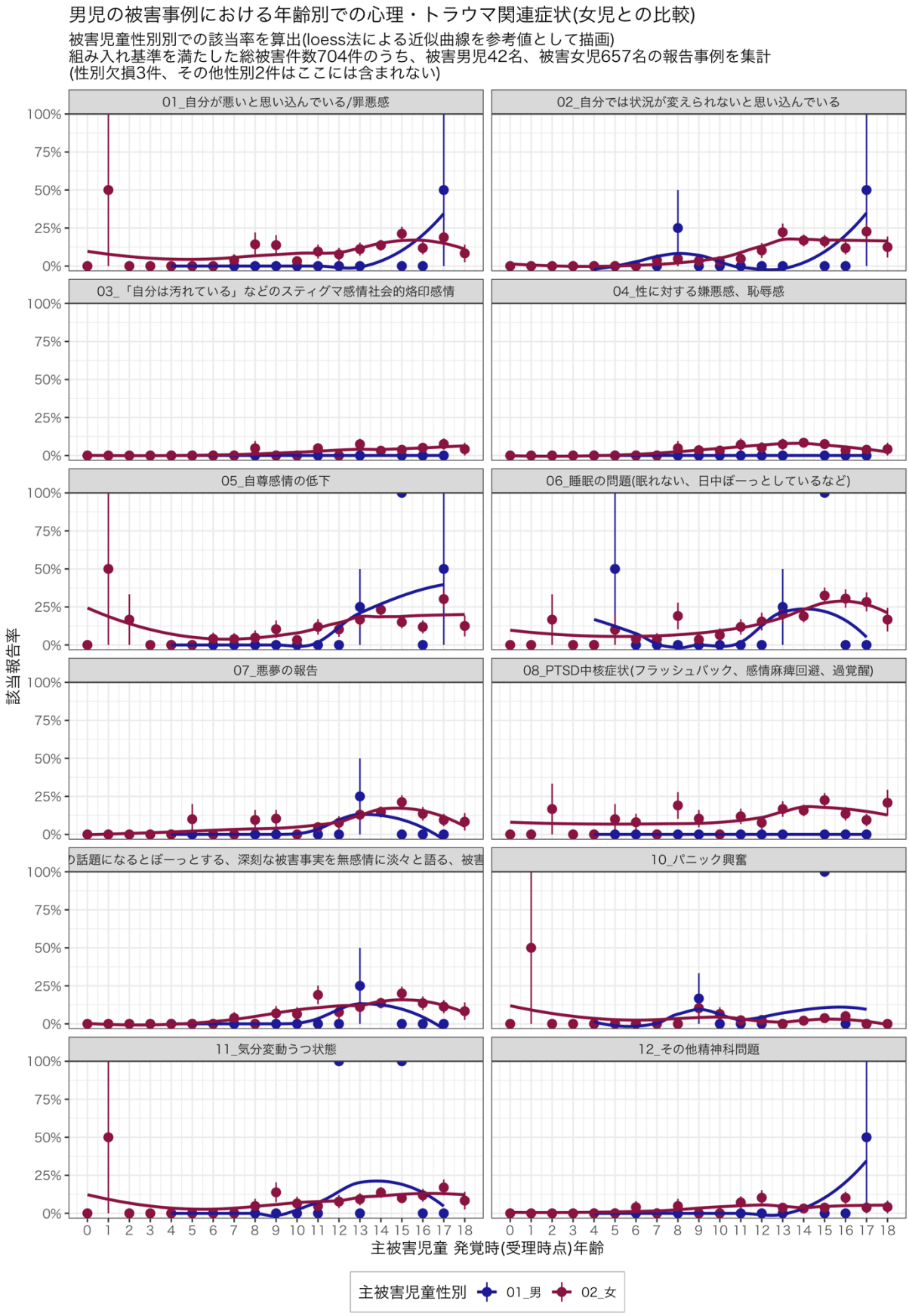

図 11.26 男児の被害事例における心理・トラウマ関連症状の年齢別該当率

行動上の問題に関する所見では、特筆して加害性のある性化行動への該当が女児と比べて目立つ結果となった(図 11.27)。

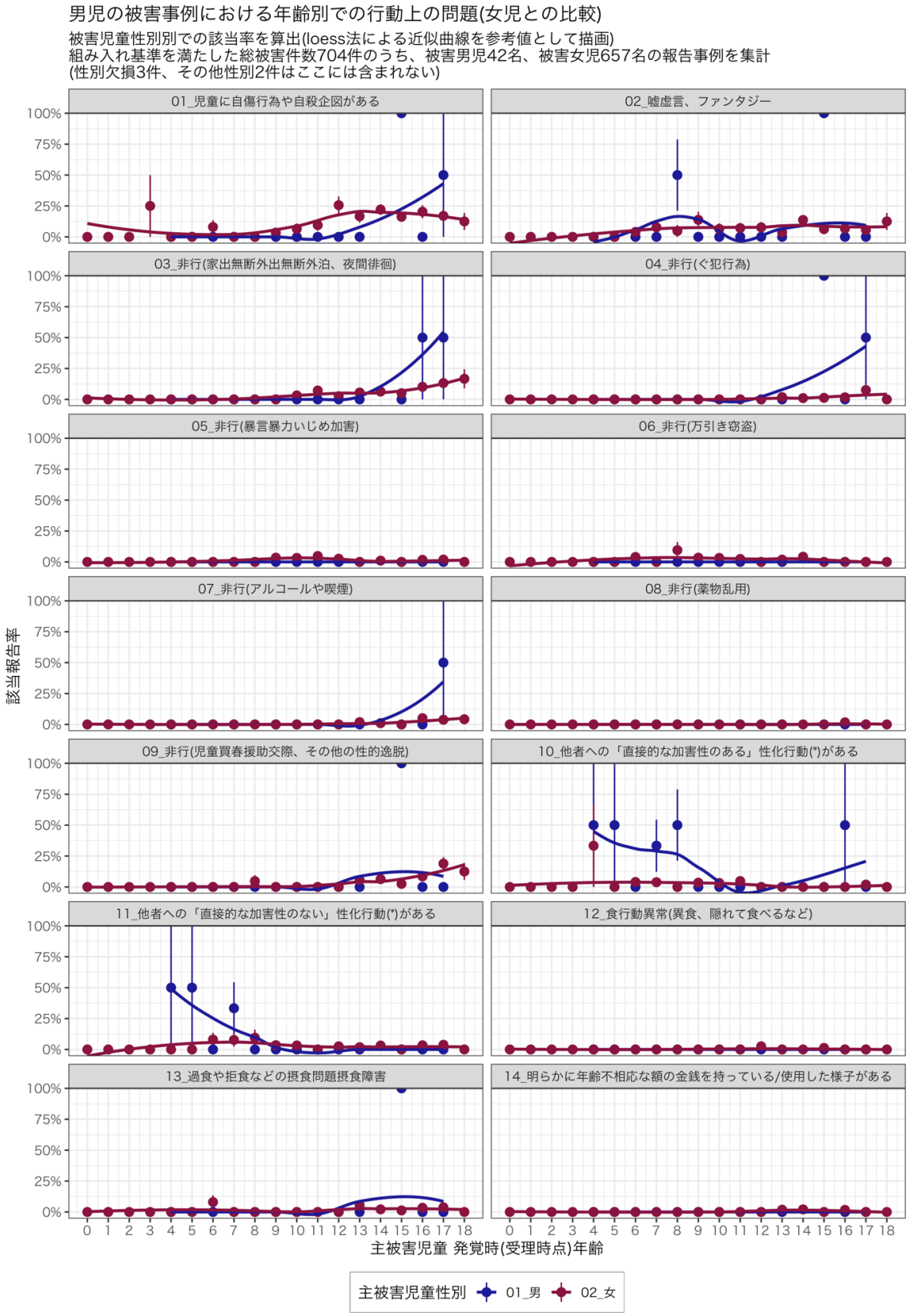

図 11.27 男児の被害事例における行動所見の年齢別該当率

11.3.8 発覚の経緯と開示関係情報

男児の被害事例における発覚の経緯に関しては、女児の場合と一部が異なり、被害児童本人の開示による発覚例が女児に比べて少ない傾向にあることが示された(図 11.28)。特定の発見者に偏りはないものの、親族の目撃や疑い、学校・保育園/幼稚園等関係者からの疑い、医療機関からの通告、スクールソーシャルワーカーや社会的養護関係施設等職員など、外部による発見が構成比として過半数を占める結果となっている。

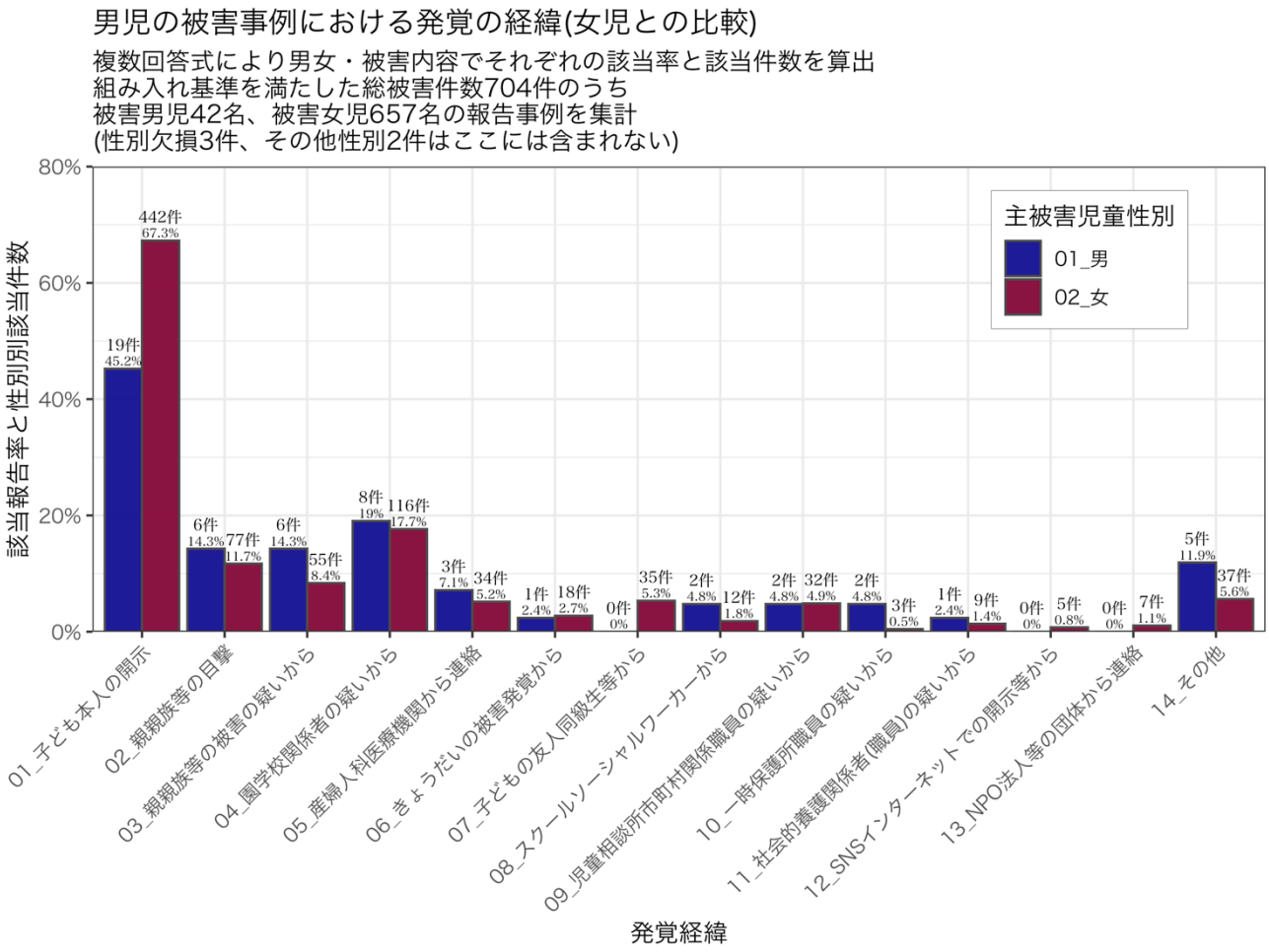

図 11.28 男児の被害事例における発覚の経緯

通告の実施につながった発見者または被害の開示相手については、母親が最も多く、女児と比べても構成比が高い結果となった。養護教諭による発見または開示による通告例は女児に比べて少なく、スクールカウンセラーや友人や同級生からの通告は本事業において一例も認められなかった(図 11.29)。

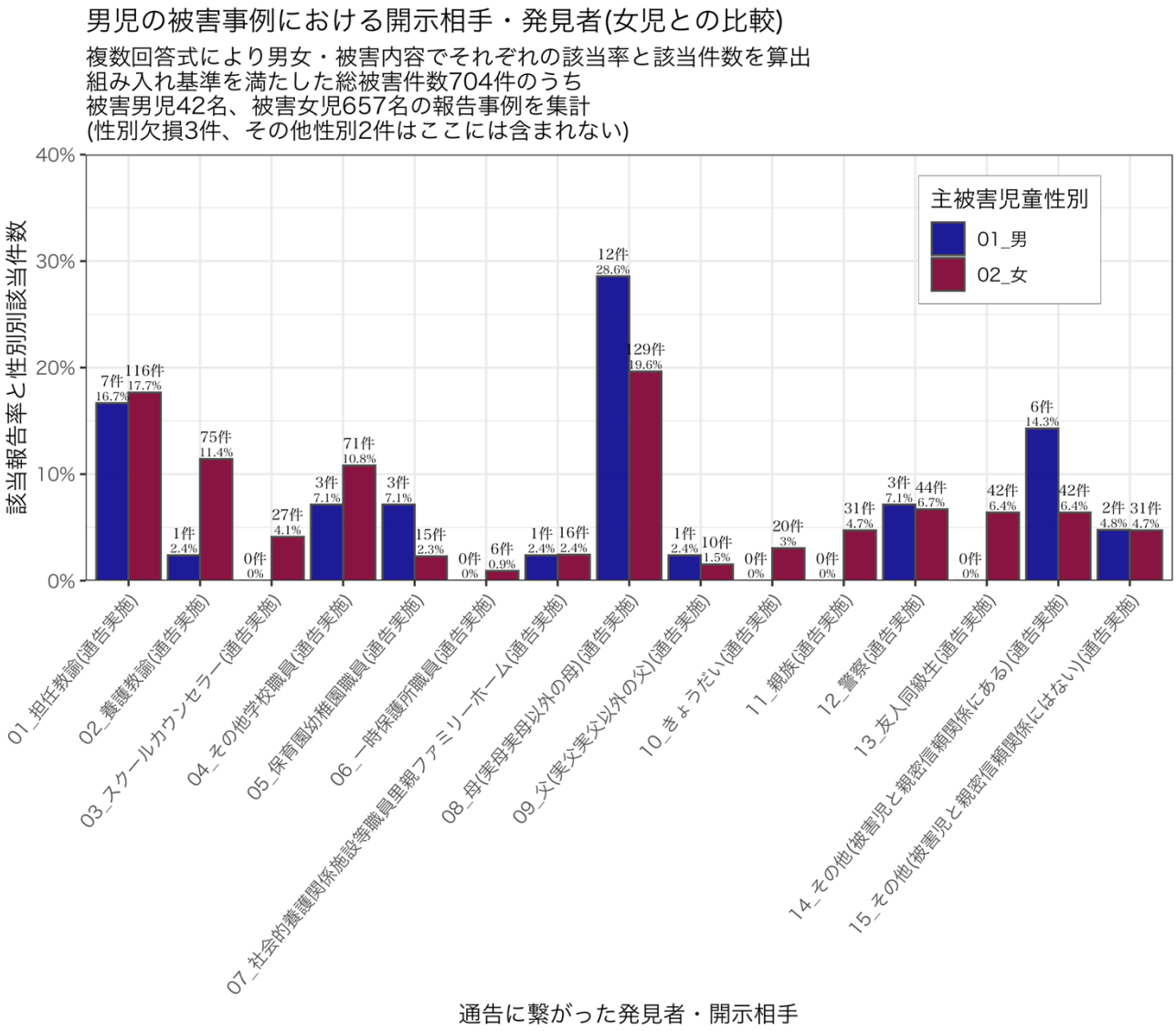

図 11.29 男児の被害事例における発覚の経緯(通告実施につながった開示相手・発見者)

被害男児からの被害開示があった事例において、その背景要因として想定される内容への該当報告を求めたところ、女児とは一部明確に異なる結果が得られた(図 11.30)。具体的には、男児の開示について、「差し迫る危機感」が背景に想定された事例は、本事業調査では一例も認められなかった。また、加害者との分離や家庭復帰への恐れは女児と比べて該当率が少なく、代わりに「積極的な聞き取り」や「他の問題行動についての聞き取り」から被害が発覚する例が女児よりも高い該当率を示した。

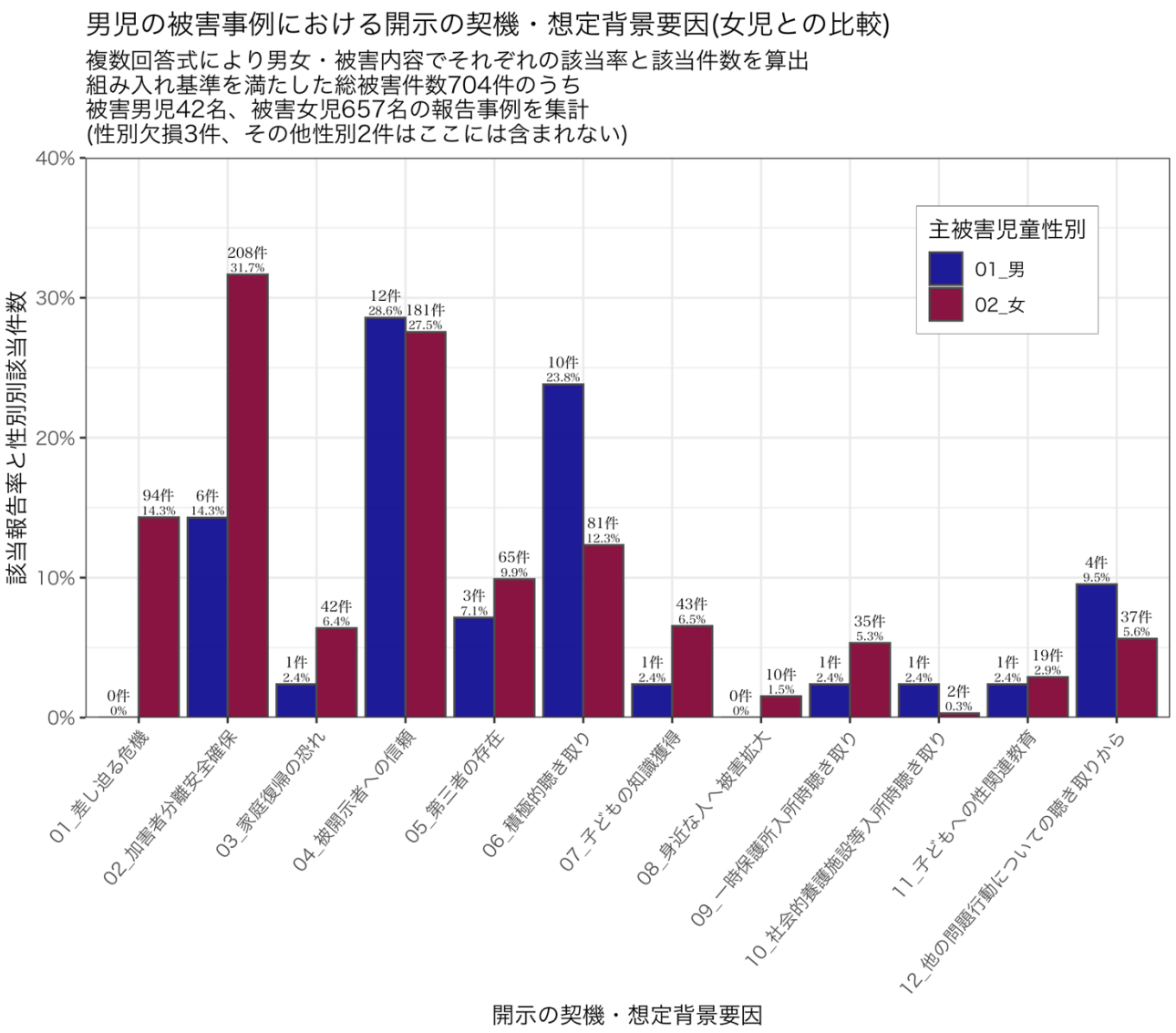

図 11.30 男児の被害事例における開示の背景要因

開示内容の変化については、女児の被害例と同様の傾向を持っており、開示内容の縮小や、ちぐはぐな内容である場合も一定数含まれていた(図 11.31)。

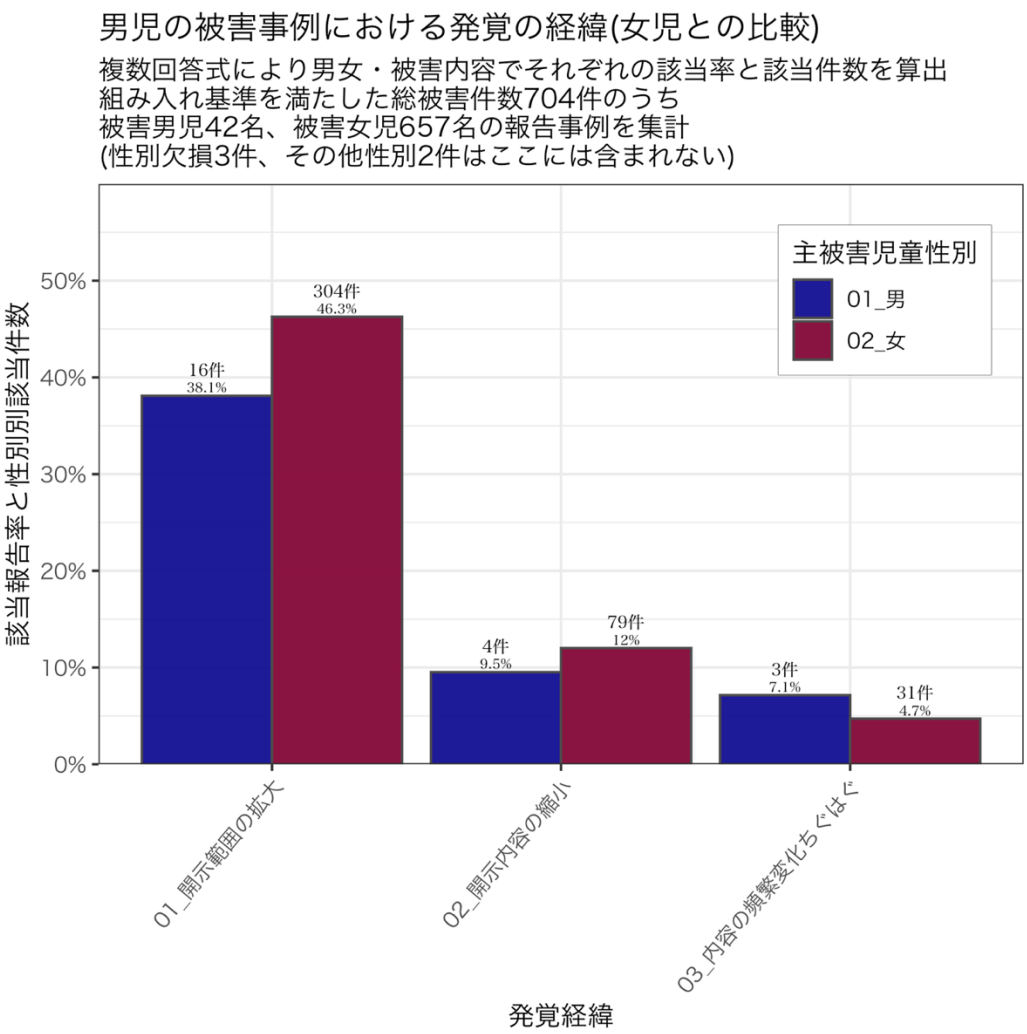

図 11.31 男児の被害事例における開示内容の変化

開示の様相に関しては、「対応を講じるに十分な情報量の開示」が得られる割合が女児よりも少なく、「一部答えられない」といった状況が女児よりも高い該当率を示した。被害男児の年齢帯が女児と比べて低いことや、知的障害の随伴率が高いといった背景要因が推察される。また、内容の撤回や説得力のない矛盾した表現があったという報告例も含まれている(図 11.32)。

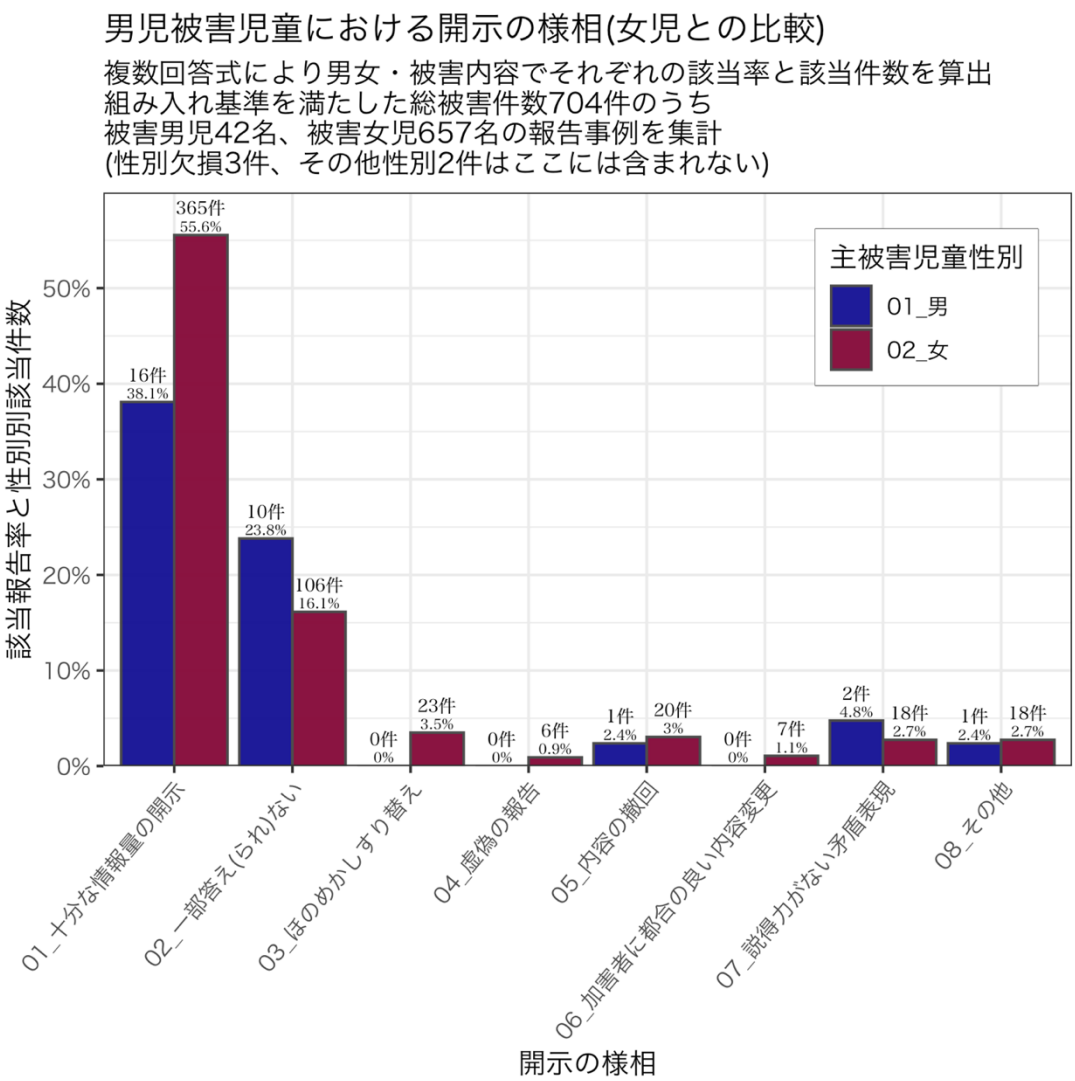

図 11.32 男児の被害事例における開示の様相

11.3.9 男児の被害事例における各種所見該当状況一覧

ここまで、被害児童の性別が「男性」と報告された男児の被害事例に関する多面的な集計を実施した。本節では、個別の被害例の特徴を把握するため各種集計結果から、主要な要素を抽出して一覧で示す。養育者について「自然な範囲」と形容されるパターンなどを除いた、課題と考えられる事項についてのみ抽出を行い、事例ごとの該当状況を一覧で図 11.33 に示した。

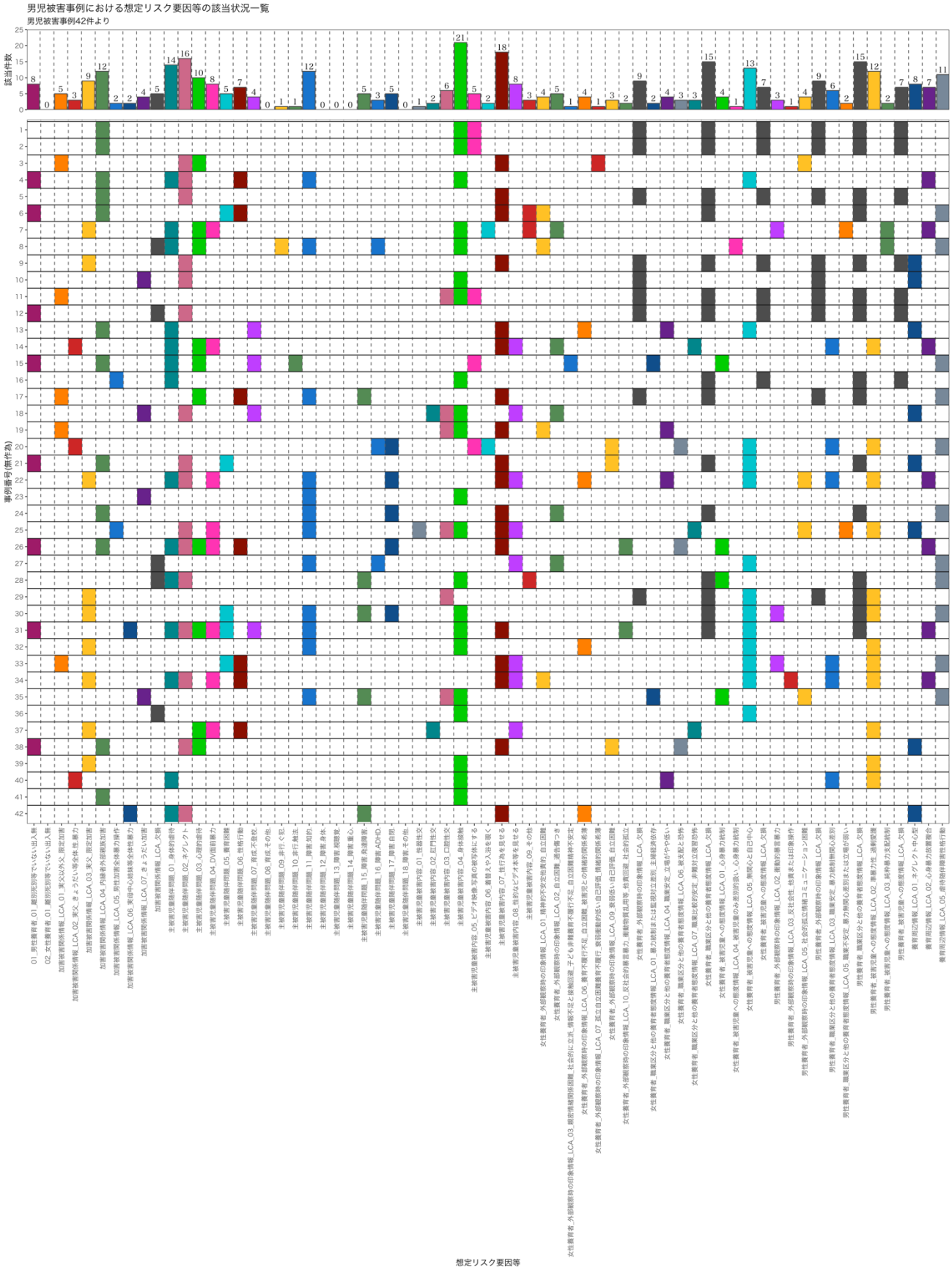

図 11.33 男児の被害事例の各種所見該当状況一覧

図 11.33 から、男児への被害が多種多様な状況下で生じていることが確認できる。

女性養育者が不在の例は一例も認められず、「実父母家庭」、あるいは「ステップファミリー」、または、「母子家庭で内縁男性の出入りがある」といった家族状況が典型例として整理された。加害者は「実父」、「実母」、「実父以外の父」、「母の内縁男性」、「きょうだい」や「祖父」などが含まれ、加害者―被害男児だけの関係にとどまらず、他のきょうだいなどを含めた家庭全体に(性)暴力が及んでいるパターンも含まれている。被害児童を含めて家庭にネグレクトや身体的虐待、心理的虐待が及んでいる場合が 42 例中で、それぞれ 10 件前後確認された。また、42 例中 12 例で男児に知的障害が伴っていることも特筆すべき知見であるだろう。被害内容は女児と同様に身体接触が多いものの、次いで「性行為を見せる」被害が 18 件含まれた。被害児童に対する養育者の態度については、女性養育者で、「無関心と自己中心」と形容される場合が 13 件と最も多く、男性養育者については、「準暴力性または過剰愛護」と形容される例が 12 件と多かった。ただし、図 11.33 には図示していないが、被害児童に対する態度や養育者の外部観察所見では、男女ともに「自然な範囲」、あるいは「特定の課題所見のみに該当」といった例が半数程度になっていることも同時に指摘される。

11.4 考察

本章では、「子どもの家庭内性被害」のうち、男児の被害事例について、調査回答の結果を整理した。被害児童の年齢、被害内容から家族形態・関係に至るまで、多種多様な組み合わせのもとで被害が発生している様相が観察された。

女児の被害例との比較では、いくつか共通する要素と異なる点が観察された。

第一に、男児の被害事例では「年齢の分布」が女児の場合と異なった。その範囲は未就学児童から 15 歳以上にまで及ぶものの、好発年齢は 6 歳から 9 歳前後の小学校低学年である可能性が示された。当該結果は、臨床的に見られる各種所見の該当率等の解釈にも大きな影響を与えると考えられる。

第二に、女児と比較して、被害報告のあった事例の家族構成に部分的な違いが見受けられた。「実父母家庭」や「ステップファミリー」など、様々な家族形態で被害が確認されたものの、本事業においては「父子家庭」での被害は認められておらず、「母子家庭に母の内縁男性が同居・出入りしている場合」の被害例が女児に比べて多い結果となった。家族形態が被害の発生を直接決定づけることはないものの、被害発生の背景構造を見立てる上での一助となるだろう。

第三に、加害者の続柄に女児との部分的違いがあった。まず、実母による加害の該当率が女児と比べて顕著に高かった。また、女児の被害では報告のない「姉(異父母を含む)」の加害が男児の被害事例で認められた。男児の被害例において、加害が周囲の男女にわたることは、杉山他(2007)の

知見に一致する。特に男児においては「性問題における加害者は男性である」といった固定観念を除いて、広範な視点から被害の可能性を見立てる必要があると言えるだろう。

第四に、男女ともに子どもへの性被害は「身体接触」の報告が多いものの、女児と比較して男児では「性行為を見せる」、「性的刺激への暴露」への該当率が高かった。被害内容の差異から、男児に対する加害者の動機が女児に対する場合とは異なっていることが推測されるが、本事業における調査からはその詳細がつかめていない。後続の検討が必要となる。

なお、男児に対しては、当該非接触性の性暴力だけでなく、「口腔性交」や「肛門性交」といった身体的侵襲性の高い被害も発生している。「男性の性被害体験が、その精神保健的問題の重篤さにおいて、女性のそれよりも軽傷であるとはいえない」(松本, 2009)という報告に準じ、被害内容の接触性・非接触性を問わず重大な被害であると言えよう。

第五に、男児の被害例では女児と比べて「知的障害」の該当率が高かった。本事業調査で報告された 42 例のうち、12 例で被害男児に知的障害の該当報告があった。ここには、きょうだい間での性問題の対象になっている場合や、背景に養育者による心身への虐待やネグレクトが伴っている場合も含まれている。知的障害を有する男児は、性加害の標的になりやすいという可能性が指摘されうる。「障害のある子どもには、性被害防止の視点からも特別なケアニーズがある」と言えるだろう。

第六に、被害児童の性別によって観察される臨床所見に、部分的な違いがある可能性が示された。神奈川県の調査報告によれば、男女ともに、被害児童のほとんどに解離性障害が認められ、PTSD 症状は女児に多い一方で、男児は他児への加害や行為障害が多い傾向にあったとされている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。当該知見に部分的に一致して、本事業調査においても PTSD の中核症状への該当率が男児において女児よりも低い傾向が観察されたことや、他児への加害行為や加害性のある性化行動が男児において高い該当率にあることが示唆された。男児の被害例は小学校低学年から中学年頃にかけて多い。性化行動や他児とのトラブルは、子どもから発せられる主要なサインとして捉えられるかもしれない。

なお、国外の研究では、性被害を受けた男児は、女児に比べて内面化・内的方向へ向かう問題(ひきこもり、身体不調の訴え、不安・抑うつ)が多く、女児には少ない外的方向に向かう問題(非行・攻撃的行動等)が一定以上の割合で認められることなどが示されている(Levis et al, 2016)。これらとの整合性ついては、本事業調査の範囲では例数の不足を最大の理由として明確な結論が得られていない。各種臨床症状を可能な限り正確に測定する手段とあわせて、検討する必要があると言える。

第七に、被害児童が男児である場合と女児である場合では、発覚の経緯と開示に係る背景要因に部分的な違いが認められた。男児の被害事例では、発覚経緯が本人の開示である場合が相対的に少なく、周囲の大人による目撃や疑いに基づく聞き取りを契機とするものが女児に比べて多い結果と

なっていた。開示の背景要因についても、女児の場合で該当率の高い「加害者との分離」や「差し迫った危機」といった状況への該当率が相対的に低く、それに比較して「周囲の積極的な聞き取り」や「他の問題からの聞き取り」が開示につながる要素となっていた。男児の被害をより早期に把握する上では、(女児の場合も同様であるが)周囲の大人による積極的な聞き取りが重要になる可能性がある。ただし、聞き取りによって十分な情報が得られるとは限らない。開示内容が縮小したり、撤回されたりするといった事態や、部分的な開示しか得られないといった状況は、女児の場合と同様に認められている。十分な開示が得られる状況は、女児の場合よりも少ない。この背後には、被害児童の年齢が幼いことや、知的障害の随伴、開示に伴う抵抗感の強さなど、様々な要因があることが推測される。

そして最後に、男児への被害例では、女児の場合と同様に、様々な家庭内の課題が随伴しており、「性被害のみ」が問題所見として報告される場合は少なかった。被害児童やきょうだいに対する「ネグレクト」や「身体的虐待」、「心理的虐待」、「養育者の無関心や自己中心性」、「暴力的態度」など、何らかの課題所見がある中で被害が発生している例が大多数を占めている。「性的虐待」あるいは「ネグレクト(性的虐待)」として通告・受理される事例だけでなく、他の虐待種別や相談種別における事例に対しても、潜在する性被害を考慮した調査やアセスメントが必要となりうることは、男児の被害事例においても同様に指摘されうる結果となっている。